

市民動物園会議

認定動物園支援事業部会第3回会議

議 事 録

日 時：2022年10月18日（火）午後3時開会
場 所：円山動物園1階 動物園プラザ（オンライン併用）

1. 開 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 皆様がおそろいになりました。定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様全員にご参加をいただいております。

なお、本日は会議録作成のお手伝いをいただく有限会社札幌速記事務所の方も Z o o m に参加しております。

それでは、ここからは吉中議長の司会で会議を進めていただきたいと思います。

吉中議長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○吉中議長 どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に議事次第が届いているかと思えます。たくさん並んでおりますけれども、前回の続きとなります。前回にご審議をいただいた後、皆様から貴重なご意見を事務局に寄せていただきました。それを事務局で整理していただき、素案のバージョン2として今回お示ししていただけるとのことです。その具体的なことについて、再度、この場でご審議をいただき、可能であれば素案から案という段階に進めればと思っております。皆さんのお知恵を拝借したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、進めていきます。

議題一つ目の第2回会議の総括及び認定要件に対する意見集約結果についてです。

大部になりますけれども、いろいろな資料を相互関係の下でつくられているようですので、事務局から説明をお願いします。

○事務局（森山調整担当係長）

資料1については、前回の会議で合意された事項、問題提起された事項です。このまとめ資料をご覧ください、皆様からご意見をいただいたところです。

そのご意見を集約した資料が右上に参考資料1と表示されたものとなります。

認定制度案の検討事項について、意見を集約したものを2ページ以降にまとめております。2ページを参考に言いますと、真ん中の欄が皆様からいただいたご意見となります。それを踏まえまして、その下が委員意見反映後の事務局修正案ということで、それぞれの項目の案について記載したものになります。

赤色の字は前回の事務局案から大きく変更したところとなります。

こちらを参照していただきながら、会議では主に表にした認定要件イメージという資料3を使いご確認くださいと思います。資料3についても、先ほどの参考資料1にあった皆様の意見を反映したところが赤色の字となっております。こちらは後ほどご説明いたします。

資料2は、認定制度素案のバージョン2ということで、前回作成したものから修正箇所について赤色の字で見え消ししております。そこに書いているものはA3判横の資料3に

反映しているところと同じ内容です。

いただいた意見については後ほどの議題に沿った議論のときに、随時、ご説明したいと思います。

以上が前回会議の総括と意見集約結果の反映についてです。

○吉中議長 お手元の資料は大丈夫でしょうか。その都度、画面共有していただければと思いますので、そちらをご覧になっていただければと思います。

ご説明があったように、重なっている部分や抽出したものが資料3として一枚の表になっておりますので、こちらをメインに、ほかを参照しながら進めていきたいと思っております。途中でどこだとなればいつでもおっしゃっていただければと思います。

それでは、(1)の野生動物を主としたという点をどう認定するのかです。

資料3でいくと表の左から二つ目のA認定動物園、B認定動物園、準認定動物園、野生動物を主とした飼育及び展示の満たすべき項目が書かれております。参考資料1の2ページ、3ページの皆さんから出された意見を踏まえ、この案が示されているということです。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） それでは、ポイントだけご案内いたします。

資料3の表にまとめたものでは、赤色の字は特にないので映していないように見えるのですが、ここに書きました要件である「野生動物を主とした飼育及び展示」を判断する基準、言い換えると審査するときのポイントが議論になっていたところでした。

先ほどの参考資料1の皆さんからいただいた意見を確認いたしますが、おおむね事務局案のとおりでよいのではないかというご意見をいただいております。ただ、三つ目のポツでは、楽しく伝えるというレクリエーションの部分も民間としては必要ですので、それを加味できることがあればなおよいかと思っておりますというご意見をいただいております。また、家畜について、その対象種が天然記念物や都道府県指定の文化財に当たる種に関しては種の保存推進として認められることと思っておりますとあり、例えば、どさんこ馬というご意見をいただいております。関連して、家畜の関係では、「家畜の飼育展示が別の目的であることを明確にしていること」というのが事務局案の後段に書いておりましたが、この表現がやや分かりにくいというご指摘をいただいております。「別の目的」の例としては「人間の暮らしを成り立たせるために飼育され、品種改良されるなど、管理されている動物がいるのだということを知らせる」ことは示せるのではないかとのご提示をいただいております。

そして、最後のご意見ですけれども、認定の審査委員が現地視察をするというやり方で来園者の目線からチェックできるようにするのもいいのではないかというご意見がありました。

家畜についての話ですが、事務局案で家畜を出したのは、野生動物が主であって、家畜は主ではないということを施設側から意思表示していただきたいと考えての文言でした。

しかし、それが分かりにくい表現だったのかなと反省しております。

つまり、野生動物がメインで、家畜もいるのだけれども、それはメインではなく、野生動物を伝えるために一緒に関連づけ、家畜を通して野生動物への意識を高めるといような補完する目的であること、あるいは、全く別の目的といいますか、たまたま家畜はいるのだけれども、それはメインのものではなく飼育しているだけですよという意味合いで別の目的と書きました。いずれにしても、補完するという意味合いの趣旨ではご提示していただいたような人間の暮らしのために動物がいるのだということを知らせるという目的を例示しておくのがよいのではないかと思っているところですので、こういったことを事務局案として修正しております。

あわせて、先ほどの野生動物がメインだということを強調するのに、赤色の字で書いた事務局案では、野生動物を飼育展示するための目的が域外保全のための繁殖や野生動物の保全の意識を醸成するための教育活動、調査研究である、これが運営の主目的なのだということが定款や現地調査の展示物などからうかがえれば、野生動物を主としていると判断できるのではないかということで整理しております。

現地調査をとということもありましたので、実地調査により評価するということも事務局案として追加したところです。

資料3に実地調査するという審査のやり方については反映しておりませんでした。チェックの仕方としては現地調査をするということを入れています。

○吉中議長 どの点からでも結構ですが、いかがでしょうか。

ちょっと分かりにくいところがありますけれども、あくまで制度の認定要件としては資料3に書かれているような書きぶり、その裏にはこんな細かい考え方があるということで参考資料を参照していただければと思います。

ご意見をいただいた中では家畜の取扱いについて出ておりましたけれども、どなたかご意見がありましたらお願いいたします。

家畜の飼育展示も野生動物の飼育展示の目的を補完するものであること、あるいは、ご意見をいただいているように家畜として人が開業してつくってきた動物の重要性などをしっかりと伝えるのだとの目的を明確にしているというようなことだと理解しましたが、こんな感じでよいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、また戻ることもできますので、今ご説明していただいたような方向でA認定動物園についてはB及び準認定動物園に比べてハードルが高い基準とする、A以外の認定動物園については、不特定多数を対象にしている、年間100日以上400時間以上が基本である、飼育動物の目的が展示であること、単に貸したり売ったりするのではない、保全のための調査研究、生息域外保全、保全意識の醸成を目的とした野生動物がいて、それに重点を置いた運営を行っているという要件を定めた上で、具体的には現地調査や視察を含めて判断するということです。

続きまして、(2)の繁殖による生息域外保全についてです。

参考資料1で言いますと、4ページ、5ページです。対象種となりますけれども、そもそも、どういうものを生息域外保全としての繁殖と判断するかです。

事務局から前回からの変更点についてご説明をしていただきたいと思います。

○事務局(森山調整担当係長) 資料3の表の中では、特段、修正を加えたところはございません。そもそもの域外保全をどう捉えるか、繁殖をどこまで含めるかという話で、それぞれの要件の判断の基準がテーマになっていたかと思います。

中身としましては、まず、域外保全とは何を指すのかについてです。皆様からいただいたご意見の中では、やろうとしている域外保全が域内保全にどうつながっているのかという点が大事ではないかということでした。ポツの四つ目は、域内保全を補完する取組として位置づけられたということが大事で、判断基準としては実現のための具体的条件やロードマップが含まれた計画が存在すること、域内保全の啓発活動の対象者や方法、目標が明らかであるとなどが判断基準になってくるのではないかということです。

もう少し言うと、複数の主体や外部の団体などが参画し、オーソライズ、公表されている計画があることが域外保全に参加しているという判断になってくるのではないかということです。これは、ただ言っているだけ、ただ頭の中で思っているだけのものとの違いを線引きするためのポイントになってくるというご意見かと思しますので、そのようなポイントを見て、域外保全のための繁殖をしているかどうかを判断していくことになるかと思えます。

繁殖の範囲については、前回の事務局案では、自分の施設で繁殖に必要な施設を用意し、繁殖対象の個体を準備し、自分の施設で繁殖するものを指しているということでご提示したところですが、もう少し範囲を広げてもいいのではないかと、つまり、繁殖に寄与する取組も含めていいのではないかとすることがありました。それを踏まえて繁殖に寄与する取組も含めた事務局案を提示したところ、皆様からは事務局案でよいと思いますということで、おおむねそのような意見をいただきました。

最終的に事務局で整理したものは、保全の対象種の共同研究や共同的な取組の計画を有している、その計画の中で繁殖のために必要になってくる老齢個体、余剰個体を引き取ること、傷病個体を繁殖個体に用いること、配偶子バンクを主体的に運用することが繁殖を目的に実施されていけば含めていいのではないかとということです。

一方、除外すべきものということで、野生動物の保全のためとしてはには必要な取組だけれども、例えば、計画がない、計画には参加しておらず、ただ繁殖しているだけという状況や他の場所に配偶子を提供しているだけで収集管理、データ管理などの検討を主体的に行っていない取組、ただ頼まれたから出しましたというような単発的な、偶発的な取組については繁殖による生息域外保全の取組としては含めないほうがいいのではないかとということを記載しております。

なお、前回の事務局案の中では、自分の園では繁殖しないけれども、野生復帰トレーニ

ングを担うということも入れていたのですが、あまり議論になっていなかったので、野生復帰トレーニングだけをやっている場合、域外保全のための繁殖の取組に含まれるのかについて皆様からご意見をいただければと思っております。

○吉中議長 まず、生息域外保全としてみなされるかは、やはり、域内保全との関連性が計画に何らかの形で位置づけられていることが必要ではないか、繁殖という言葉の範囲として、前回、配偶子バンクという話が出ていたかと思いますが、そういったものも全体の中でどういう位置づけかがはっきりしていることが求められるのではないかと案です。

こちらにも認定要件の書きぶりの中では前回と変わらないということですが、その解釈といいますか、具体的な取扱いについては今ご説明をいただいたような考え方で進めるのはどうかということかと思えます。

いかがでしょうか。

保全計画なり域内保全を含めた種の保全計画がある中できちんと位置づけられているかどうか、繁殖もその中に位置づけられており、かつ、その計画の中で施設がどういう役割を果たすのかもしっかりと分かるようになっていけば認めてもいいのではないかとということかと思えます。

その上で、繁殖というのはちょっとどうかなという気もしますが、生息域外保全の一つとして生息域内保全につながる野生復帰トレーニングをどう位置づけるかについてご意見をいただければと思えます。

○綿貫委員 野生復帰トレーニングには二つの意味合いがあるかなと思えます。もともと野生にいたものを救護し、けがを治し、リハビリをして、放すというもの、そして、飼育下で繁殖させたものについて、再導入や補完ということになるかと思うのですけれども、野生復帰させるというものです。

前者の場合は繁殖と関係なくなってしまうかなと思えますし、後者の場合でも、環境省にいたときの経験からしますと、飼育下で増えた個体を野に放つのは幾つかのハードルがある中で実施されておりますので、どちらかという、それは域内保全になるのではないかなと思っております、そちらのほうで見たほうがいいのではないかなというのが私からの意見です。

○吉中議長 ほかの方はいかがでしょうか。

重要な取組だとは思いますが、野生に帰すための重要なステップですが、動物園がやっていることをどう評価するかで、むしろ生息域内保全に直接つながるという意味で、域内保全に向けた取組として評価するのはどうかということかです。

明確な線引きがなかなか難しいとは思いますが、野生復帰の直前トレーニングみたいなイメージのものは域内保全の取組として考えてみるということで仮置きをさせていただければと思えます。

そのほかにいかがでしょうか。

繁殖プログラムの中である小さなといいますか、重要だけれども、全体の中では一部分

となる取組だけをやっているようなところも全体の計画があれば積極的に評価しようということだと思いますけれども、これについてはご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、こちら事務局長から説明していただいたようなものとして、トレーニングのことだけは再検討ということで次に進めさせていただければと思います。

いろいろとご意見をいただいておりますが、今日特にご意見をいただきたいのは動物福祉についてですね。

○事務局(森山調整担当係長) 失礼いたしました。私が説明をしていなかった対象種についてご説明いたします。

域外保全の対象種についてですが、前回の会議では、希少種に限らず、普通種も入りましますし、国内に限らず、国外希少種も入ってくるということでお話があり、事務局としてもそのように考えますということで、このように提示したところ、皆様からそれぞれご意見をいただきました。

その中で、例えば、ポツの三つ目ですが、国内外ともに、JAZAが指定しているコレクションプランの主の保全に関わっていることであれば、その役割を推進しているのではないかと、例示したこれらの種はいずれもコレクションプランの中で管理種の対象種なので、十分に計画があるのではないかとのご意見をいただきました。

一方、飼育下個体群維持管理のための計画、コレクションプランのようなものとなりますが、それにはJAZAのものもあれば、EZAのものもあれば、AZAのものもありますが、地域の動物園水族館協会の計画だけでは不可ではないかというご意見もいただいております。ワールドクラスといいますか、グローバルな視点でということでは、WAZAのつくっているGSMPクラスに主体的に参加していれば条件を満たすとしてはどうかというご意見をいただいております。

なお、飼育下個体群管理というものはしていない種になるかと思いますが、自治体が作成する地域の環境保全計画などでも具体的に動物の種名が挙げられており、その保全の分担者になっていることがオーソライズされていけば条件を満たすのではないかとのご意見もいただいております。そういう観点からすると、カンムリシロモクは計画の中に動物園が参画しているのであれば該当してくるのではないかとご意見をいただいております。

事務局としては、基本的には、まず、域内保全との関わりがあり、域外保全の必要性を明文化した計画をつくっているものが該当すると考えています。その計画も国のお墨つきがないといけないわけではなく、動物園や関係機関と一緒にこの動物の保全を考えていこうということで、これからの取組内容や目標をつくり、実施するものが計画になってくるのかなと考えています。そういうものがあって、その役割分担を担っていることが審査ポイントになってくるのかなと考えております。

一方、ご意見をいただいたように、飼育下個体群維持管理という計画だけで判断しようとすると、ある程度、ちゃんと計画されたもので判断していく必要があるのかなということでご意見の内容を案として書いたところですが、これについて皆様から意見をいただければと思っております。

○吉中議長 生息域外保全をどう定義するかの中で域内保全を補完するような取組としてしっかりと全体の計画に位置づけられることが要求されるわけですが、同じように、対象種についても生息域外保全の必要性、生息域内保全との関係性がある程度明確になっている何らかの計画がある種を対象とすべきではないかということですが、いかがでしょうか。

飼育下の種の保護だけではなく、それが生息域でも必要だとされているような理由づけがあれば認めてはいかがかということかと思えます。

具体的にJAZAのJCP、あるいは、WAZAのJSMPについてご意見をいただいておりますが、今の事務局案でいかがでしょうか。

○綿貫委員 決してJAZAのコレクションプランを軽んじているわけではないのですが、展示動物の維持というようなことでしか表現がなされていないものについては、動物園としては保全だと主張するところもあるかと思えますけれども、環境教育のための展示する動物の維持と見えてしまうところがあります。また、行政にいた立場からしますと、動物園が保全と言い張っているものの大半は行政が求める「保全」ではないというようなことも結構あったものですから、本来すべき生息域内保全とつながったものが見えないと胸を張って保全とは言えないのではないかと考えております。

もう一つ、JAZAのコレクションプランに参加しているということを認めた場合、例えば、その動物を飼育しています、個体の情報を年1回の調査で提供していますということだけをもって保全活動に参加していると捉えられてしまうのも違うのかなと思ったので、割と厳しめの意見を上げさせていただいたところです。

○吉中議長 事務局案の判断基準では、生息域内保全との関わりが分かり、域外保全の必要性が明文化された計画がある、複数の主体または外部が作成して公開されている計画に位置づけられているということですので、今いただいたご意見はこれではカバーされているかとは思いますが。

伊勢委員、お願いいたします。

○伊勢委員 JAZAにいましたので、JAZAのこういうつくられた計画に参加しているということですのでごくマスの大きい保全に関わっているという扱いでもいいのではないかと思ったのです。

綿貫委員がおっしゃられた中身は、これから円山動物園が絶対にやっていかなければならないスタンスだと思うのですが、そこをメインに据えてしまうと、地域の足元の自然の保全になかなか目が向かなくなってしまい、それでは札幌市の計画としては片落ちかなと思うのです。

市民の皆さんは、動物園や水族館でやられている活動により、身近な自然に関わり、見直すきっかけになるのです。そういう意味では希少種という扱いではなくてもいいのではないかと思ったのです。それを推し進めている動物園、水族館は、ランクは違えども認めていくという枠組みがあったほうが北海道、札幌市の環境保全に寄与するのではないかと思うのです。

ですから、あまりハードルを上げず、事務局案のように、希少種、普通種、国内、国外を問わず、もっと足元の身近な自然も顧みられる活動にしたほうがいいのではないかと私は思います。

○綿貫委員 種については私も伊勢委員と同様です。

希少種になって初めて保全を始めるというのではなく、普通種の段階からやるということも重要だと思います。そういう意味では、必ずしも希少なものといえますか、保全計画みたいなものがしっかりとなければいけないというわけではないのですけれども、どうしても展示動物の維持のための計画にのっかっているだけにしか見えないというのはあまり適切ではないかなということがメインの主張です。

今紹介をいただいたコメントの最後のものは私が書いたものですが、自治体が作成する地域の環境計画など、必ずしも希少種ではなくても、そういうものに目が向けられるような何らかの取組に動物園が参加しているということは評価すべきポイントだろうなと思っています。

○伊勢委員 すごく分かります。

一覧表の縦、縦だけを考えて決めていきますと、全体的にハードルが高くなってしまいます。私のところもそうですけれども、調査研究がすごく足りないというか、少なく、もっとやっていかなければならないと思っても、伝えるというところにたけている施設もあり、そういう意味では、5部門のうちの5部門全部が高いレベルとっているわけではなく、でっぱりがあって、それを全体で評価して、B認定とする、A認定に上げるというようなスキームになってもいいのではないかということで、あまり一つずつのハードルを高くしなくてもいいのかな、足元に根づいたということになるのかなと個人的に思っていました。

綿貫委員がおっしゃったとおり、どういう種に限定するのか、調査研究をどうするのか、環境教育をどういう人たちにどうやっていくのかは非常に高いレベルで求めていかなければならないですし、それが動物園や水族館の使命だと思うのですけれども、参加できにくい状態を最初につくってしまうと広がりが出てこなくなりますし、札幌市円山動物園だけがやっているということではあまりよくないかなと思っていまして、追隨できる仕組みとしなければならないと思ったものですから、事務局案のとおり、具体的にどこをどう見ていくのかでとてもよろしいのではないかと感じたということです。

○吉中議長 資料3の表では、細かいところはないのですけれども、参考資料の7ページから8ページに事務局修正案ということで、そこには希少種、普通種、国内、国外の種を

問わず対象とし、ただし、生息域外保全を必要と考えることができるのであればというただし書きがあるということです。

具体的に生息域外保全が必要かどうかは下の判断基準のところで書かれていますが、何らかの形で保全の位置づけが書かれてある計画であれば認めてはどうかということです。

ですから、今の2人のご意見、お考えとはあまりずれていないかなという気がしています。ポツの二つ目では、自治体が作成する地域の環境保全計画などでも具体的に普通種が挙げられており、動物園がすべきことが何らかの形で書かれてあるものを誰かがつくってれば認めましょうということだと思ふのです。

○事務局（小菅参与） 今の議論で合っていないところがあったと思うのですけれども、綿貫委員がおっしゃっていたのは、事務局が提案していたホッキョクグマなど、JAZAのコレクションプランに入っている種は域外保全とは言わないのではないかという意見だと思うのですけれども、その考えには賛成です。

やはり、域外保全と言うからにはきちんとした域内保全のプログラムがつけられていないと駄目だと思うのです。それは伊勢委員が言っている足元にいるような普通の生き物についても地域の状況をきちんと調査した上で域内保全が必要であれば、動物園や水族館だけでやるわけにはいかなくて、行政など、いろいろなところと協力してやっていく計画があれば域外保全に該当するというのでつくられてきたと思うのです。

例えば、アムールトラの域内保全をどこでやっているか、やっているところがあるかもしれませんけれども、私は知りません。そこにきちんと参画している動物園であればいいかもしれませんが、そうではなくて、どこかでやっているかもしれないから、トラも生息域外保全の一種なのだと言うのはかなり大ざっぱ過ぎるのかなという気がします。

○吉中議長 今、小菅参与からアドバイスがありましたけれども、事務局の判断基準はそんなにずれていない感じかなという気がします。

○事務局（森山調整担当係長） 実際にこれからの運用の中で審査基準などに載せていくことになるかなと思うものについてお話ししていただいたわけですが、いただいた綿貫委員のご意見でWAZAのGSMPを入れたところですが、これを審査基準に明記するのは慎重に検討が必要と考えています。今のご意見の趣旨のように、展示だけの目的で繁殖しているものではないということをしかりと見るということを書くのか、GSMPの対象かを書くのかによって雰囲気が変わってくるかなと思いました。

恐らく、WAZAのものを書いてしまうと、これに列挙されているものではないと認めないというような運用がされてしまうかなと思ったのです。趣旨としては、ちゃんとつくられた計画で、そこに参加していることが条件であり、その種が対象であるということですよ。そういったものが何もなく、展示のために繁殖しているだけだけれども、よそでは希少で、域外保全をやっているだろう、そういう種をうちもやっているから域外保全なのですと言ってしまうところを排除する観点を入れればいいということよろしいでしょうか。

○吉中議長 具体的に言うと、今お示ししていただいている判断基準の三つ目を一つ目と合体させるようなイメージですか。

○事務局（森山調整担当係長） そうですね。二つ目は「自治体が～」ということで例示していただきましたけれども、いずれにしても、自治体であろうが、関係の団体が集まっていようが、「公表する計画である」という意味合いでいいのかなと思います。これを環境省チックに、種の保存法に沿って言うと「公的な計画」みたいな表現になりがちですけれども、そうなりますと行政が認めていないといけないというニュアンスになってしまいます。この認定制度では、民間でもいいのだけれども、対外的に趣旨、目的、目標を掲げて取り組んでいることを公表していることがポイントかなと思いますので、今、判断基準として挙げたものをそういった趣旨でまとめ、審査基準にすればいいのかなと考えています。

○並木委員 質問です。

事務局案の普通種とは何なのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 希少種に位置づけられていないという逆説的な表現として当てた言葉と考えています。

○並木委員 言っていることは分かりますけれども、普通種という言い方でいいのですか。非希少種など、ちゃんとしたワードにしたほうがいいかなと思いました。こだわってすみませんが、普通種という言い方があったかなということです。

○事務局（森山調整担当係長） 確かに、公的なものを書くとき、普通種とはあまり言っていないように思います。

○並木委員 希少種に対する言葉だとは思いますが、考えたほうがいいですね。

それと、ハードルなど、皆様のご懸念も分かりますし、そうかなと思うのですが、この目的というか、生息域外保全の対象種での懸念の一つが展示動物の維持にのみ執着してしまっただけということだとすれば、そういう書きぶりのほうがいいのではないのでしょうか。つまり、展示動物の維持だけを目的としないなど、明確に言ってしまったほうが分かりやすいのかなと思いました。そう読み取れるからということではなく、展示動物の維持のみを目的とした繁殖だけであればなど、思いつきですみませんけれども、そのほうが分かりやすいかなという印象です。

○吉中議長 別のところの審査基準ではこういうものは対象になりませんという書きぶりにしていたところもありますよね。そういう書きぶりをもう一回検討してもいいかな、おっしゃるとおりかなと思いました。

○並木委員 WAZAのものをを出してしまうと、それだけでうちはB認定動物園にもならないなとなりそうな気がするのですよね。どちらかというと、地元の自然も大切に見ようねということを底上げしていく上ではWAZAのこれを出さないほうがいいのかなと思います。しかも、希少種基準など、どの種を維持していくかは年を経るごとにどんどん変化していくと思うのです。ですから、あまり書き過ぎると厳しくなるのかなという印象です。

○吉中議長 あとは最初におっしゃった希少種、普通種についてです。

普通に使っていましたが、どこで位置づけられているかは私も調べてみますが、事務局でも調べてみていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○綿貫委員 委員の先生方のご意見を伺って、私も腑に落ちたところがあります。

WAZAのGSMPはA基準の目安になるかなと思って挙げましたが、おっしゃるとおり、言葉に引きずられてしまうところが大きかろうと思いますので、今の修正案に私も賛成いたします。

せっかく、A、B、準とランクがあるので、入り口を広く、そこから高みを目指すという感じにうまく振り分けられるといいなと考えます。

○吉中議長 今ご議論をいただいた方向で書きぶりを工夫していただこうと思います。

続きまして、(3)の動物福祉の分野に移ります。

動物福祉規程がつくられているか、つくる予定があるかという中でガイドラインという言葉も委員から出されました。私としては、これをどう整理するのか、なかなか理解できていないのですが、その辺りも含め、事務局から概略をご説明していただければと思います。

○事務局（森山調整担当係長） 動物福祉についてです。

検討事項としては三つに分けてお聞きしていたところですが、認定要件の表でいきますと、まず、A認定動物園の要件としては、条例に規定しております動物福祉規程を策定してくださいということ、その定期的な見直しをして改善してくださいという二つをやっているところとするというのは前回に確認していただきました。

この動物福祉規程とは何かですが、ご提示していただいた動物福祉の観点で飼育管理上のガイドラインにほかならないものになるのかなと感じたのですけれども、動物福祉規程という名称でかちっとしたものに限っているわけではなく、断片的にでも従って飼育管理ができるガイドラインを持つことを要件としたらどうかというご提案かなと捉え、ご意見を確認させていただきました。

挙げていただいた中には、触れ合いや安楽死などのガイドラインをそろえているかどうかという観点もあるのではないかというご意見がありましたので、そういうことからいきますと、断片的なものになるかなということです。

JAZAの動物園福祉規程が公開されておまして、それにはどんな内容のことが書かれているかを紹介しますと、「動物福祉の向上に向けた責務」ということで、職員の心構えなどが書かれています。また、動物福祉の評価をやらなければならない、教育活動のときには有害となる方法ではやらないなど、これこれこういうことに配慮するということが書いてあります。さらに、野生動物保全における動物福祉という観点も考慮しなければいけない、関係法令の遵守や組織管理上の話などもあります。

これに基づいて、JAZAでは動物福祉基準もつくっていますけれども、それに倣って円山動物園でも動物福祉基準をつくらうとしております。これは先月開催した円山動物園

動物福祉部会でご提示した案ですが、取組の原則ということで全体に関わる原則があります。また、禁止の行為を定めています。それから、栄養や飼育環境など、これ以降も五つの領域に沿った項目を立て、それに伴う取組指針を挙げております。

まさにこの動物福祉基準が円山動物園にとっては一つのガイドラインになるものかなと考えているところですが、ここで今回ご提示していただいた飼育管理上のガイドラインはどういったものをイメージするか、皆様からご意見をいただき、共有したいと思っています。

○吉中議長 A認定動物園は、しっかりとした動物福祉規程がつくられている、さらに、それを必要に応じて見直しするスキームになっていることが求められます。一方、B認定動物園や準認定動物園は、動物福祉に配慮した飼育管理に関するガイドラインを作成し、それに基づいてやっているか、あるいは、それをつくろうとしていることを見るのはいかがかというご提案です。

皆さんからご意見をいただき、もとめた参考資料では、ガイドラインの範囲が難しい気がします、飼育動物ごと、あるいは、飼育施設ごとに作業マニュアルのようなものがある施設が多いと思いますが、そういうものもガイドラインなのではないかというご意見がありますけれども、ここについてご意見をお持ちの方はお話をいただければと思います。

ガイドラインの違いといいますか、見直す仕組み、ガバナンスが入っているものが規程で、そうではない実務的な作業指針がマニュアルというような感じなのではないでしょうか。

皆様からご意見をいただけますか。

○並木委員 ガイドラインという言葉に引きずられてしまっているのかなと思います。明文化されたきちとしたものもそうですが、こういう観点で動物は飼育するのだという観点がそろっていればガイドラインになるわけです。一番厳しいものは、マニュアルにプラスして、観察手法や観察による評価を日常化するなどだと思うのですね。つまり、作業マニュアルは飼育の手続のことであって、それが本当に個々の動物にとって大丈夫なのかを見る評価が含まれ、それが全体として福祉向上になると思うのです。

ですから、ここではガイドラインという言葉をもろに使わず、福祉に配慮した飼育方法を種ごとに設定しているなど、そういう書き方のほうがいいのかと思います。また、その種ごとというのは全種なのか、まだ複数種だけでも、徐々に増やしていく計画があるとしてはどうかと思います。

いきなり全種とするのは厳しいと思うので、保全に対して取り組もうとしている種に対するマニュアルと観察視点と評価をセットにして、種を増やしていくという階段を上っていくようなイメージで、B認定動物園なら過半数の種、準認定動物園だったらそれに取り組み始めているなど、マニュアルだけでは駄目だということを最低基準にしておけばと思うのですが、どうでしょうか。

○吉中議長 今のご意見で少し明確になったと思います。言葉は別として、そういう意味でのガイドラインということで、B認定動物園、準認定動物園は個々の種の飼育管理のマ

ニュア尔的なものがそろっているかどうかとすると動物福祉規程とのすみ分けがしやすいのかなと思いましたが、ほかの委員はいかがでしょうか。

○並木委員 作業マニュアルという言葉より、ケアマニュアルなど、福祉的要素を入れたものとして、そのケアマニュアルの定義としては飼育する手続にプラスして行動観察と評価がセットになるというような書きぶりです。

○吉中議長 動物福祉規程との違いはどこに置きますか。

○並木委員 今はガイドラインという言葉が非常に雑駁だということから始めてしまいました。B認定動物園の星マークはというところを見ています。

○吉中議長 B認定動物園はガイドラインで、A認定動物園は動物園福祉規程となっているのです。

○並木委員 規程というのは職員倫理が含まれていると理解したのですが、それだけではないのですね。

○事務局（森山調整担当係長） J A Z Aや円山動物園がつくっている同じようなひな形の中では、もちろん、職員の心構えみたいなものも入っているのですが、それは動物福祉の向上のためにやるべきことという観点でまとめたものです。

J A Z Aの今公開されている規程になる前の旧規程では倫理福祉規程と呼んでいたもので、人間の倫理観も含めて規定していたと思うのですが、今回、J A Z Aでは動物福祉評価を見据えて動物福祉だけに特化した形で整備したといたしますか、あくまで動物の状態をよくするためにどうするかという観点だけでまとめたものだと理解しております。

条例で規定した動物福祉規程という文言に含まれているのはそういう意味だと考えて思います。そして、倫理規程が必要であれば、それは別に定めるという考え方だと思います。もちろん、合わさったものをつくっている園館があっても、それで駄目だと言う話にはならないかと思いますが、条例で言っている動物福祉規程というのはそういう意味合いで考えていたところでした。円山動物園では倫理を入れてつくろうかというところがスタートだったのですが、J A Z Aの動き、動物園条例の意味合いも含め、動物福祉の視点だけでまとめたという経過があります。それで先ほどご覧いただいたような動物福祉基準もつくっているところでして、まさに、先ほどおっしゃったように、動物のためにどういうことをするかが書いているものではあると思っております。

一方、円山動物園には作業マニュアルというものもあって、それはその施設の構造なども含めて作業手順などをはっきりさせるためものといえますか、職員の安全を守るという観点を重視したもので、逆に言うと、動物のためにこういうことをしようというものはほとんど入っておりません。恐らく、市内の園館でも動物福祉に特化した種ごとのマニュアルはそろえられていないのではないかなと思います。それを目標に認定要件にするというのはあるかと思いますが、果たして、今の円山動物園にしてもほかの園館にしても、全種マニュアル作成という動きとなるかは見えないところがあります。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○綿貫委員 いろいろと伺っていると、どう確認するかが非常に難しいと思うのですが、日常業務の中で担当者レベルで動物の心身の状態をちゃんとチェックできる体制になっているか、それをできるだけ客観的に見られたらいいですし、その入り口としては担当者の主観でもいいのかなと思います。ただ、そういう日々の飼育管理ができているかがB認定動物園になってくるのかなと思いました。

そうしますと、ガイドラインやマニュアルという文書さえそろってればよいとするのかということで、ちょっとずれてくるのかなと思うのですが、そちらのほうがむしろ動物福祉の点での評価では重要な気がしてきました。

○吉中議長 そういう意味では、B認定動物園、準認定動物園では、動物福祉にしっかりと配慮した飼育の手順が明らかになっていることなどですかね。

○綿貫委員 そんな感じのほうがより近いかなと思いました。

どちらのほうが楽なのでしょうかね。先ほど事務局から見せていただいた円山動物園の動物福祉基準というのは、A認定動物園で認めるような規程とは違うのでしょうか。これは園全体を包括するようなものなので、これが動物福祉規程に準ずるものかなと思っていましたが、いかがですか。

○事務局（森山調整担当係長） そのとおりです。この基準は、動物福祉規程に基づいて行う取組の基準として、規程にも五つの領域に関して基準をつくりましようとしております。ですから、まさにA認定動物園の認定要件のことを言っています。

これをつくっているのであれば、既にA認定動物園の要件を満たしたということになるのですけれども、B認定動物園としてはこういった類いのものを用意していれば認定されるのかということです。

○綿貫委員 その園館の方針として、全体のルールを決め、明文化するのは労力もかなり要りますし、そこまでやっていたらさすがだなと思うわけですが、日々の暮らしている動物の目線で考えますと、規程や基準を現場の職員に渡しても、それですぐさま向上するとは思えないので、むしろ、Bの段階としては、現場目線、動物目線で確認できるものがあるのかなと思います。

それが作業マニュアルだけでは足りないというのは同意しますが、動物の状態を確認していることをどう確認できるのかということになってくるかな、まとまりのないコメントですが、そういうふうに思いました。

○吉中議長 円山動物園の場合は、条例があって、動物福祉規程が明確にあるので、いいのですが、先ほどお見せいただいた基準が、実質、この管理規程に当たるものかどうかということであれば、ほかの施設は、名前はともあれ、管理基準に書かれているようなものであればA認定動物園と認められるということですか。

○事務局（森山調整担当係長） そうですね。条例上は動物福祉に関する規程と表現していますが、中身が条例に書いている種に適した飼育環境を整備するほか、適切な獣医療が施せるような動物の取扱いを考えたようなものをつくりましようと言っていますので、何

かしらのそのためのものをつくってれば条例でいう動物福祉に関する規程に該当すると捉えられます。

ですから、規程は規程として、日々、現場のレベルでどういうことをしているかに着目して、これをやっているということを要件にするのがいいのかなと思いました。

○吉中議長 整理が必要かもしれませんね。

今の観点からすると、A認定動物園については、文言として、動物福祉規程が策定されていると書かれているところも少し検討したほうがいいかもしれませんね。あくまで条例で規定されているものだとということで、民間の園では当然そうはなりませんよね。実質、動物福祉にしっかりと配慮した園の運営ができているかがマネジメントレベルで担保されているものがあるかどうかをA認定動物園の要件とし、B認定動物園と準認定動物園は、マネジメントバリエーションなども含め、明確にはなっていないかもしれませんが、実質、動物福祉に配慮した現場での運営ができている仕組みがあるか、そんな仕分けのほうがすっきりするかもしれませんね。

ほかの委員にお考えはありませんか。

どうしても条例に引っ張られてこういう書き方になっているとは思いますが、事務局としてはどうですか。

○事務局（森山調整担当係長） 全体のマネジメントが明らかになっているかという趣旨がA認定動物園の要件で、全体としてちと決まったものをつくられていないけれども、個々個別に実行できそうな状況があるということですよ。それをどういうポイントで見るのがいいのかはこれから詰めていかなければならないですが、そういう置き方でしょうか。

○吉中議長 先ほど並木委員がおっしゃったように、B認定動物園と準認定動物園の線引きをどうするかを少し勘案して決めるという仕組みでもいいですね。

○並木委員 個々の種によって、福祉に配慮したケアの内容は異なってきますし、その施設に応じたケアマニュアルは違ってくると思うのです。少なくとも、福祉に配慮したケアマニュアルのほうが明瞭で、ガイドラインとしてしまうと逆に曖昧になるような気がします。ですから、福祉に配慮したケアマニュアルの整備に取りかかっているのが準認定動物園で、複数種で、しかも、計画的に増やしていこうとしているのがB認定動物園とすればいいのかなと思います。

ケアマニュアルという言葉のほうが現場的には非常に分かりやすいかなと思いました。そして、A認定動物園は倫理規程を備えるといいますか、職員倫理が文言に入っていたものが一番上というのもすごく分かりやすいかなと思いました。

○吉中議長 固有名詞としてケアマニュアルというものをここでつくるは議論が要るかもしれませんが、ご趣旨を踏まえた書きぶりを検討されるといいかなと思います。

○並木委員 ケアマニュアルと言うと、逸走防止対策や安楽殺が、ここが安楽死という言葉でいいのかどうか、安楽殺でしょうか、ただ、文字を見たときの感じとしては安楽死な

のかとは思いますが、こういう文言を入れてしまっているのかどうか、それがケアに入るのかもよく考えないといけないですね。

ケアというと、現場では、飼育する作業工程や栄養学的なものなど、日々のケアになってしまうので、ケアマニュアルと言うと狭まってしまうかもしれないなと思いました。すみません、言葉の使い方は注意したほうがいいかなと思います。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○伊勢委員 A認定動物園はこのままでよろしいのではないかと思うのですが、B認定動物園と準認定動物園の決めでですね。準認定動物園のほうでは動愛法のことが書かれていまして、1年以内に指導や勧告を受けていないこととありますけれども、個体ごとの管理表や健康チェックリスト、毎日の日々の清掃など、日誌が必ずあるのですよね。1年間に1回の動愛法の現地視察では、飼育日誌も含め、資料を見せてくださいということがあるという前提でして、適正にやられていないということで勧告が出てくるのですけれども、それが前提だと思うのです。ですから、先ほど森山係長が説明してくださった円山動物園の基準や規程の間にB認定動物園が収まるといいますので、その決めかなと感じました。

あまり落差があってもよろしくないですし、並木委員がおっしゃった文言に引っ張られない中身づくりが必要かなと思いますので、どこが適切なのか、落としどころを事務局で見出しただけならばと思います。

○事務局（森山調整担当係長） 皆様にお聞きしたいのですが、種ごとにマニュアルをつくるというのはやるべきこととして目標設定することになるのでしょうか。

実際のところ、生理生態等がよく知られていない野生動物も多く、種ごとには飼育マニュアルはつくれていないという現状があります。円山動物園の実態に照らすとA認定動物園の要件の規程をつくるというものよりハードルが高いのではないかと考えることもできます。

動物福祉規程というのは、先ほどお見せしたように、全体に関わる考え方、指針でして、全体的なことは決められるのですけれども、個々となりますと、個別具体的にその種の性質に合わせていろいろなケアを考えないといけません。それを書面に落とし込んでいくとなりますと、何種類になるかという話になりますし、全てと言うとかなりの時間がかかります。生態等が良く分かっていない野生動物については、どれだけかけても明記できないものもあるのかもしれないなと思ったのです。海外においても飼育マニュアルのある種はごくわずかと認識しています。

画面共有しますが、AZAやEAZAでは象の飼育管理ガイドラインというものがつくられています。種ごとといったときにこういうことを言っているのかなと思ったのです。ガイドラインがあって、全体に関わることもあり、トレーニングや飼育管理、遊具、設備、施設設計、行動管理など、こういった観点で象に対していろいろなことを考え、決めていく、そういうマニュアルをイメージしているのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○郡山委員　そうですね。種ごとにつくると膨大になるのは間違いないですね。ただ、種ごとの福祉もある程度考えないといけないのも確かかなと思います。

ですから、今見せていただいたようなものではないにしても、例えば、動物にはそれぞれ特徴があると思うのです。鼻が長い、首が長いなど、動物ごとの特色に合わせた動物福祉を守るような対応をやっていますというような、減点法ではなく、プラスの見方をするのもありかもしれないですね。

○吉中議長　そのほかにいかがでしょうか。

○並木委員　JAZAの種別調整者会議では、マニュアルの公開といいますか、お互いに見せて、担当者レベルではいい飼育マニュアルの経験を取り入れ、現場ではいいケアマニュアルがどんどんつくられていっていると思うのです。

ケアマニュアルという言葉は現場としてはすごく分かりやすいのですが、それをその園に合わせてつくっていく、増やしていくということが分かればいいのかという気がします。それをガイドラインという言葉で丸めてしまうのがいいのか、規程なのか、ここからは下げないという基準なのかは議論したほうがいいかなという気がします。

ケアマニュアルという言い方は現場としてはすごく入りやすいかな、分かりやすいかなと思いますので、種数を少しずつ増やしていく方向が見られればB認定動物園としてはいいのかなと思います。

○吉中議長　ほかにございませんか。

○綿貫委員　ケアマニュアルやガイドラインという形でその施設の動物福祉の担保の仕方を表現してもらおうという方法を検討しているところかと思うのですが、例えば、年1回、全部の飼育動物の動物福祉チェックを実施しているなど、福祉状態のチェックとその後のさらなる改善というアクションが実施できていれば、それも評価していいのかなと思います。

また、例えば、全然別件ですが、この間、千葉市動物公園に行ったとき、動物の種別の管理台帳の中に、現在のその種の飼育状態が、それも個体レベルではなく、種ごとでしたが、評価していたのですね。当然、個体の差はあるのですが、何%の個体がこの状態を維持できていれば丸、何%だったら三角という感じの評価でしたが、全種においてそういうことができているなど、何割の種に対してそういうことができているかなど、そういう形で福祉状態の把握とさらなる改善ができていれば実効性のある動物福祉の担保になるかなと思いました。

このように、マニュアル的なものがあり、これに従って飼育していますということだけではなく、別の評価の仕方としてはこういう例があるということです。

作業マニュアルまでは簡単に各種でできるでしょうし、実際にしているところもあると思うのですが、福祉状態の把握まで組み込む、あるいは、先ほど提示していただいたように、この種のケアマニュアルみたいなものを全種で用意するのは難しいですね。何種で作り始めていますということで評価してもいいのですけれども、最終的なゴール

は全種にそうしたマニュアルをつくとすると、それはあまり現実的ではないかなと思うのです。ですから、どういう形でその種の福祉を維持しようとしているのかを説明できることのほうが重要かなと思います。そのとき、この種についてはこういうマニュアルに従っています、この種は独自に用意したケアマニュアルを使っていますでもいいと思うのですけれども、言葉に引っ張られないということも含め、切り口としてはそういう方向から持っていったほうがいいかなと思った次第です。

○吉中議長　とてもいいご提案ではないかと思って聞いていました。

指針や計画があるのではなく、実際に何をやっているのかを要件として見たほうがいいのかというご提案だったと思います。その中で、実は、この後に議論していただきたいこととして、星が二つ、星が三つ、この分野ではどう優れているというご提案がありましたよね。今回、事務局でつくられた案では、グッドプラクティスの例という感じで各園に手を挙げてもらい、申告に基づいて並べていくというアイデアが出されています。

資料3の表の下に宣言項目例ということで挙げられております。特に議論していただいている動物福祉向上のところでは、綿貫委員がおっしゃった具体的に何をやっているのかが宣言項目に割と近い書きぶりであります。もしかすると、ここを要件とし、ちゃんとやっているかが要件になった上で、さらにプラスポイントとして計画があります、ケアマニュアルがあります、動物福祉に配慮した飼育指針がありますというものを宣言項目に落とし込むという案があってもいいかなと思いました。

時間が押しておりますので、動物福祉のことについては今までいただいたご意見を参考に事務局で考えていただくとして、そういう点から宣言項目例として挙げていただいている考え方について事務局からご説明をいただけますか。

○事務局（森山調整担当係長）　今お話しいただいた資料3の下のほうに赤色の字で書かせていただいたものについてです。

1回目からお話が出ていた優れているところを評価できないか、それを伝えていけないかという仕組みとして、星をつけるというものをご提案していましたが、それぞれの繁殖や調査研究、動物福祉という項目ごとに評価項目の個数が一定ではない中、星何個とつけることが難しいということがあります。

また、今回ご意見をいただいた中で、その他よい取組は何かということで挙げたら切りがないというご意見もいただいております。その他の取組に限らず、動物福祉にしても教育活動にしても調査研究にしても、すごくたくさんあって、たくさんの個数が出てくるのかなと思われま。そこで、いただいた項目はたくさんありましたが、あらかじめ要件を設定し、何個ですとレベルづけするのではなく、施設側からこういうことをやっていると宣言してもらおうという方法はどうかと考えました。そして、認定したときには、〇〇動物園は調査研究でこういうことをしていると言っていますとホームページに表記するということになるかと思えます。

また、その宣言されたことがただ言っているだけで、本当にやっているかどうかは分か

らないという声に対しては、部会委員の皆さんで審査するということが必要かもしれませんが、そういったことも視野に入れ、宣言をしてもらうという方向で考えたかどうかと、思っているところです。皆さんに挙げていただいた項目は宣言の例示として見せてはどうかと考えています。

○吉中議長　こちらからあらかじめ幾つかのチェックポイントを設けておき、それが幾つできているということではなく、こういう分野において、それぞれの施設の特色を生かし、こういうことをやっていますという違う方向から褒めようという感じですが、いかがでしょうか。

今挙がっているものは例でして、これに限らず、独自に取組をやっているものを宣言していただくことでほかの施設で参考になることがあるのではないかと気がしています。もしこういう方向でということであれば、例示をどのくらいするかを考えることになりませんが、先ほどの議論で言うと、動物福祉についても、宣言項目として何を挙げ、要件として何を求めるか、今日の議論を基に事務局で考えていただくということでいかがでしょうか。

事務局としてはよろしいですか。

○事務局（森山調整担当係長）　次回会議までに皆様からご意見をいただきながらまとめていこうと思います。

ただ、一つ素朴な疑問です。

先ほど綿貫委員におっしゃっていただいたことについてです。動物の状態を日々見ているわけで、それを定期的にチェックしているかどうかとありましたが、円山動物園の取組の手順でいくと、規程をつくり、同時に基準もつくっていますが、規程、基準をつくった上でどう評価していくかを考えていったあと、その評価チェックリストをつくるという順番で検討をしているところです。これは円山動物園だけの感覚かなというところですが、チェックを既に行っているところは何かしらのチェックポイントが項目として立てられているわけで、そこではどういう観点で何をしなければいけないかがそのチェックリストで示唆されているのかなと思うのです。つまり、ただ単に文字で起こしていないだけで、実態を伴っており、ちゃんと取組が行われているのかなと思うのです。

円山動物園では、実際のチェックより、何をすべきかを固めてからやっっていこうという手順なわけですが、どちらが先かということに関してはいかがでしょうか。それによっては、今、A認定動物園の要件として規程を策定すると置いているわけですが、前後するようなどころも出てきちゃうかなと思ったのです。

また、A認定動物園の要件のところに入れていなかったのですが、例示していただいた「定期的なモニタリング」については、動物福祉を評価するということが条例の第8条に入っておりますので、定期的に動物福祉を評価するということも要件としては必要でした。ですから、A認定動物園の要件として動物福祉評価が入ってきます。

もちろん、その評価をどうするかは規程に項目立てされているというつくりで、それを

実際に実施しているかがチェックポイントとして入れるべきものとなります。A認定動物園の要件としてはそれだけのことが詰まっている状態で、その一步手前の段階をB認定動物園と準認定動物園では段階を分けて設定していきたいと思っておりますので、その方向でご意見をお聞かせいただければと思います。

○吉中議長 今、明確に動物福祉のところについては結論が出せないと思えますけれども、いかがでしょうか。

○伊勢委員 今、森山係長が動物福祉に対するチェックリストといいますか、チェックの仕方と規程づくり、基準づくりのどちらが先かという話がありましたけれども、全国の動物園水族館協会で先んじてやられているところはなく、規程を持たれているところも数えるぐらいしかないのではないかと思います。

WAZAの個人会員でもセルフチェックされているところは非常に少ないと思えますし、そのチェック基準といいますか、チェック表もようやくJAZAででき、先日公開されたくらいで、それをひな形に進めることが早いのではないかと思います。

WAZAの個人会員は全国に十数あるのですが、そのチェックをJAZAが2023年度中に実行しなければいけないということもあり、そのチェックの枠組みを慌てて整備しているところです。また、今年中に評価委員を育てましょうということで、評価ができる人たちを育成し、来年早々からWAZAの個人会員に対してチェックを実施し始めることでして、JAZAとしても遅れており、円山動物園は先んじてやられているのではないかと思います。

10月1日にJAZAの会員用ホームページでJAZAがつくった動物福祉のチェックリストが公開されていますから、それをご覧いただいて、参考にさせていただけると落とし込みが早いのではないかと思います。

○綿貫委員 先ほど森山係長がおっしゃっていたA認定動物園の要件に入れる動物福祉の評価を行っているかは、園として独自の評価項目やチェックリストみたいなものがあるということだと思うのですが、それは労力が要るなという気がいたします。

先ほど伊勢委員もおっしゃられたJAZAのチェックリスト、それはワイルドウェルフェアがつくったものをひな形にしていると思うのですが、規程はなくとも、そういうありものでいいから現状把握することはすぐにでもできると思うのです。とっつきやすさで言うとありもののチェックリストを活用するなどし、飼育している動物の福祉状態をセルフチェックするということはB認定動物園でも十分にできるのではないかと思います。

○吉中議長 森山係長からは、円山動物園で規程をつくり、基準がその後になってきて、その下にマニュアルということでしたが、その手順はどちらでもいいとは言いつつ、A認定動物園では、規程があつて、何とかがあつてという最後の部分は満たしていないといけない、その上で規程が必要だというつもりだったので、その辺は注意しなければならないという気がしました。

ここは引き続きメールベースでもご議論をいただくことにして、今日のご意見を参考に

事務局で考えていただいて、それに対して委員から意見を言えるような仕組みにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中議長 会議以外でもお知恵をお借りすることになり、恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、前回から積み残しておりました認定制度の事務関係についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(森山調整担当係長) 資料2の認定制度素案バージョン2の5ページをご覧ください。

5に認定受付、提出方法、認定期間とあります。

認定につきましては、随時、受付をしております。申請書、添付書類を電子メールで提出していただくという簡単な方法にしております。認定期間ですが、5年間有効ということで、5年というスパンを設定してはどうかと考えております。

ただ、もう少し正確に言うと、認定の日から5年後の属する年度末までということで、一度認定した後は、その施設の認定期間については年度ごとに動いていくようなサイクルにできないかということで、このような設定としております。

また、認定区分を変えたいというところも出てくるかと思っておりますので、その場合は直近の認定日から1年が経過してからとしてはどうかと考えております。その区分の取組が相当うまくいった場合、次のステップだねということで変更したいとなる想定ですが、1年経過してから可能としたのは、一定期間、その認定の効力を継続して運用したいということでこのように考えました。

なお、新しく区分を変えた場合は、そこから5年間有効ということです。

次に、6の報告義務です。

認定されたところは、毎年度、活動報告を出していただくことを考えております。

次に、7の更新方法です。

認定期限の切れる3か月前から1か月前に所定の更新申請書を必要書類を添えて提出していただきます。認定区分を変える場合は新規申請として扱います。また、実地による審査についてもご意見を反映して入れております。

そして、前回の資料にはありませんでしたが、認定の取消しという項目も加えております。認定後、実は申請時に要件を満たしていなかったと分かった場合、それから、期間中に要件を満たさなくなったことが判明した場合は、即取り消すのではなく、まず指定した日までに要件を満たすよう勧告し、その指定した日までに満たせば認定を継続し、要件を満たさなかったら認定を取り消すということです。せっかく良い取組を促進するための制度ですので、熱意を削がないよう柔軟な対応をしようと考えております。

なお、A、B、準については適当な愛称を決めたいと思っております。皆様からもアイデアがあればお知らせいただきたいと思います。

○吉中議長 何かお気づきの点、ご質問等があればお願いいたしますが、いかがでしょうか。

○郡山委員 認定取消しのときの助成金はどう処理されるのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 当然、取り消されたとなれば、資格はありませんので、助成金は返還してもらうことを考えております。申請時に既に要件を満たしていなかったら全部を返してねという話になるかと思いますが、途中まで要件を満たしていた場合は線引きしないといけないなと思っておりました。ただ、基本的には返していただくということにならざるを得ないのかなと想定しております。

細かい話ですが、助成金は、こういう事業をやるということで申請したら、100万円なり50万円なりを限度に概算でお金をお渡しし、その事業が終わった段階でこれだけの経費がかかりましたと行って精算し、多く払っていた場合は返してもらいますし、足りない場合は途中で変更の申請を出してもらいつつ、最終的には実績と交付額が合うようにするという運用を考えております。ですから、最初に概算で渡した段階では確定していませんので、取消しが起きたとき、交付自体も取消しとなり、仮に渡したものは返してくださいという扱いになると想定しております。

○吉中議長 認定取消しは少し慎重に考えてもいいかなと思いましたが、というのは、認定側が審査し、認定するわけですが、その後、審査が間違っていましたとなるとまずいですよね。申請者側が提供した情報が虚偽であったという場合は当然取消しでよいと思うのですが、どういう書きぶりかいいかは分かりませんが、運用上は気をつけておいたほうがいいかなと思いましたが。

○事務局（森山調整担当係長） 今の慎重にということでは補足ですが、条例で認定制度を定めておりますので、行政不服審査法の対象になり、審査請求する物事になってきます。ですから、実際にそうなったら大変になりますし、審査もかなり問われますけれども、慎重に整理したいと考えております。

○吉中議長 ほかにお気づきになった点はありませんか。

5年間というタイムスパンということですね。また、走り出したら年度ごとにするのがよいのではないかと、途中で区分を変更することも考えられるということ、取消しも可能性としてはあるということでしたが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 それでは、これはこの方向で進めていただくことにいたします。

次に、助成その他必要な支援策についてです。

まず、事務局から簡単にご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 先ほどの資料2の続きになります。

前回の資料と変わっておりませんし、前回、さらっと全ての項目について簡単にご説明しましたので、今日は割愛いたしますが、助成金交付制度と認定された後に認定動物園に対して行う広報、仮称ですが、保全連携推進協議会、情報提供、助言といった支援を今の

ところは想定しております。

今日は時間もありませんので、具体的に審議することはやめて、次回以降、助成内容についてご審議をいただきたいと思いますが、こういったポイントを議論しなければならないか、頭出しをしておきたいことがあれば皆様からご意見をいただきたいと思います。

○吉中議長 支援策について、画期的なアイデアも含め、出していただければありがたいなと思います。今の思いつきでも構いません。広報、協議体、情報提供、助言のほか、こんなものがあるのではないかとという項目だけでもあればと思いますし、次回会議までに考えていただいて、面白い、楽しい案を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

広報の中でも具体的取組例として挙げられているものもありますけれども、それ以外にもきつとあるでしょうし、大きな項目立てでこういう観点の支援があってもいいのではないかとという事務局で気づいていないようなものもあるかと思いますが、考えていただいて、次回にお持ち寄りいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

駆け足になったところや継続になったものもありますけれども、以上で今回予定していた議事は全て終了いたしました。

全体を通じて言い忘れたことや補足していただけることがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 事務局からはいかがでしょうか。

○綿貫委員 先ほどの話に戻るのですが、取消しや認定の区分を変える場合の再申請に加え、A認定だったものがB認定になる、B認定だったものが準になるなど、グレードダウンはあるのでしょうか。

○事務局(森山調整担当係長) 想定し難いですね。何かメリットがあって、認めたほうがいい何かがあればとは思いますが、基本は上に行っていただきたいと考えております。

○綿貫委員 取消しするほどではないけれども、これがなくなったのではないかとということが在り得るのかも含め、少し検討していただいたほうがいいのかもということです。

○事務局(森山調整担当係長) Aの要件は満たさなくなったけれども、Bは満たしているときなど、AからB、Bから準に変えるようなパターンですね。

○綿貫委員 自ら変えますとは言わないでしょうけれども、客観的に見て足りなくなっているのではないかとということがあるかもしれないなということです。

○吉中議長 認定の取消しのところで読めなくもないかなという気もしますね。BからAに行ったときの審査の際の要件を満たしていないことが後から判明したらということでしょうが、ここの文言は考えていただければと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 長時間にわたり、熱心にご議論をいただき、本当にどうもありがとうございます

ます。

途中で申し上げたとおり、幾つか継続になったことは委員の方々に引き続きお知恵を拝借いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 本日も、長時間にわたりご議論をいただき、ありがとうございました。

本日、認定制度の認定要件やその判断基準、審査基準となる項目も大まかに確認できたところです。まとめが必要なものもありましたが、それについては次回の会議までに整理したいと考えております。あわせて、最後にご説明させていただいた助成やその他の支援策についても次の会議までに何かご意見があればメールなどでお寄せいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、事務局から日程についての連絡事項です。

次回以降の会議日程についてですが、皆様のご予定を確認しましたところ、第4回は1月8日火曜日の15時から17時としたいと考えております。第5回は11月22日火曜日、29日火曜日、12月2日金曜日のいずれかで開催したいと考えておりますが、5回目の会議は、4回目の会議のご議論の状況により決定したいと考えております。また、4回目の状況により、6回目まで必要かどうかも検討する予定です。5回目の日程については、先の話になりますので、今後、ご都合が悪くなったというようなことがありましたら、分かり次第、ご連絡をいただければと思います。

連絡事項は以上となります。

本日は、ありがとうございました。

以 上